

令和元年6月13日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15H03299

研究課題名(和文) 現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究

研究課題名(英文) Reconstructing personality rights in today's society with a view to future law reform

研究代表者

山本 敬三 (Yamamoto, Keizo)

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：80191401

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,000,000円

研究成果の概要(和文)：人格権については、現在、その内容が多様化するとともに、財産利用の高度化と商品化が進むことにより、人格権が財産権と交錯し、両者の関係が問い直されるようになっている。本研究では、このような人格権に関する諸現象を受けとめるための理論的枠組みを構築することを目的とし、民法や憲法の観点から権利観の再検討を行った。さらに、基礎理論に基づいて、人格権の類型に応じて適切な保護と支援を提供するための制度として、不法行為責任、差止め、家族制度、医事法や情報法等に関する解釈論や立法論を提示した。このほか、比較法研究等をふまえ、民法典における人格権規定導入の可能性及び立法提案の検討を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来、人格権については、公害や名誉・プライバシー侵害のケースを中心に各論的研究が進められてきたものの、人格権の多様化及び人格権と財産権の交錯という諸現象を受け止めることができる理論的枠組みは構築されていなかった。本研究は、人格権の多様化に応じて、民事法学だけでなく憲法学の知見もふまえて権利観の再検討を行い、人格権に関する理論的基礎の構築に取り組んだものである。さらに、基礎理論をふまえ、人格権の類型ごとに、その特質に即した保護・支援制度について検討を行い、不法行為責任、差止め、家族制度といった多様な法制度について具体的な解釈論・立法論を提示しており、本研究の実践的意義は大きい。

研究成果の概要(英文)： Not only is the content of personality rights becoming more diverse, but also the use of property is advancing and subject to commercialization. Therefore, personality and property rights increasingly intermingle making it necessary to review their relationship. This research project aimed at providing the theoretical framework for tackling the various issues relating to personality rights. Thus, a reappraisal of the concept of right was undertaken from the viewpoint of private and constitutional law. On the basis of the theoretical foundations, further, different instruments for providing adequate protection and support for the different types of personality rights were analyzed, among others, tort liability, injunctive relief, as well as family law, both under current law as well as with a view to possible future reform. In addition, the proposals for introducing provisions on personality rights into the civil code were examined on the basis of comparative law research.

研究分野：民法

キーワード：人格権 身体人格権 家族人格権 社会的人格権 人格権の商品化

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

人格権に関しては、1970年代以降、公害・生活妨害や名誉・プライバシー侵害のケースを中心に、差止や損害賠償請求を認める裁判例が登場し、今日では、人格権が法律上保護されることは一般に承認されている。

しかし、人格権については、現在、自己の在り方に関する事柄が広く取りあげられ、その内容が多様化している(人格権の多様化)。具体的には、身体に関する身体的人格権(医療における自己決定や身体由来物質の利用など)、精神的人格権(宗教上の信念や平穏な生活に関する権利など)、家族に関する家族的人格権(生殖補助医療の利用や性的マイノリティに関する権利など)、社会との関わりに関する社会的人格権(名誉、プライバシー、自己の氏名、自己のイメージに関する権利など)、環境等の関わりに関する環境的人格権(景観や道路の利用等に関する権利)といった問題領域の拡大がみられる。

さらに、財産利用の高度化と商品化が進むことにより、人格権と財産権が交錯し、両者の関係が問い直されるようになってきている(人格権と財産権の交錯)。具体的には、著作権と著作者人格権の関係にみられるように、技術の進歩と市場の要請に応じて財産の高度な利用が求められるようになる中、人格権に関わるものまで市場において価値を持ち、商業的な利用がされるようになり、人格権の意義と保護の在り方が問い直されている。また、パブリシティ権の承認のように、市場において財産として必要とされるものが拡大し、人格権に関わるものにまでそれが及ぶようになってきている。加えて、ヒト由来物質が大きな価値を持つようになり、これを従来の有体物に対する所有権と同じように扱うことの当否が大きな問題となっている。

従来の研究では、人格権に関して、名誉・プライバシー等を中心とした各論的研究は進展しているものの、これら人格権の多様化及び財産権との交錯という現象を踏まえた理論的枠組みを提示するものはない。そこで、人格権に関する諸現象を受け止めるための理論的枠組みと、それを踏まえた適切な保護と支援を提供するための制度を構築することが、喫緊の課題となっている。

2. 研究の目的

本研究は、人格権の多様化と、人格権と財産権の交錯がみられる状況下で、それを受け止めるための理論的枠組みを提示することを目的とする。さらに、その理論的枠組みを踏まえて、問題となる人格権の類型(身体的人格権、精神的人格権、家族的人格権、社会的人格権、環境的人格権)に応じ適切な保護と支援を提供するための制度を構築し、人格権に関する立法提案を行うことを目的とする。

3. 研究の方法

研究期間4年のうち、前半の2年を基盤研究期として、人格権に関する理論的枠組みを構築するための基盤研究とそのための素材としての各論的研究を行った。後半の2年を展開研究期として、人格権に関する理論的枠組みを構築し、人格権の諸類型に即して具体的な保護・支援制度を構築するための検討を行った。このような研究を遂行するため、人格権の理論的枠組みを検討する理論研究班と、各論研究班A、B(A:身体・精神・家族に関する人格権、B:社会・環境に関する人格権)比較法研究班を組織した。

理論研究班では、人格権に関する理論的枠組みの構築についての研究を行った。私法における権利観に関する民法学の研究のほか、憲法学の知見、比較法的知見からの多角的な考察を行った。また、各論研究班では、人格の多様化及び財産権との交錯に関する諸現象を具体的に引き上げ、民法とくに不法行為法、家族法、知的財産法、情報法、医事法の観点からの検討・分析を行った。この検討・分析にあたっては、国内外の立法、判例、学説に関する調査を行うとともに、人格権の各類型の特質とそれに即した保護・支援制度として、不法行為法に基づく損害賠償請求や差止め、妨害排除請求などの分析や、家族法分野については立法論的研究を実施した。

比較法研究班では、主として、ドイツ、フランス、オーストリア、英米法を比較の対象とし、必要な知見の収集・分析に当たった。また、マックス・プランク外国私法・国際私法研究所(ドイツ)、ヨーロッパ不法行為法・保険法研究所(オーストリア)、ウィーン大学(オーストリア)などに所属する外国人研究者と連携し、研究会の開催やインタビュー調査を実施することで、外国法の最新の動向を把握したり、外国人研究者と活発な意見交換を行ったりした。また、本研究の研究内容を国際学会や研究集会にて報告すること(下記5を参照)で、国外にも積極的に研究成果を発信し、研究内容をブラッシュアップした。

4. 研究成果

(1) 人格権に関する基礎理論の構築

まず、人格権の理論的枠組みについて、権利観に関する検討・分析を行った。従来の権利観については、権利と法律上保護される利益を区別する立場、古典的権利論を基礎として権利の保護と秩序による保護を区別する立場のほか、支配権的権利と決定的権利観を区別する立場に整理することができる。本研究では、人格権の多様化のもと、各人格類型が備える特質に応じた保護・支援制度の構築する点を最終的な目的に据え、あらためて、これら従来の権利観の検討を行った。この点、各論的研究の内容から、人格権の多様化に伴い、物権類似の権利と見る

ことが適当でない場合があることが示された。その結果、こうした諸現象を受け止めるためには、支配権とは異なるものを権利として構成するための理論的枠組みを構築する必要性がより一層明らかとなった。本研究では、従来の権利観に関する学説等の検討を経て、人格権の理論的枠組みとして、所有権に代表される支配権を中心とする権利観（支配的権利観）に対し、権利を決定権として捉える考え方（決定的権利観）を構想することが必要であり、とくに後者の決定的権利観を基盤として人格権の理論的枠組みを構築することが、権利観とその救済手段の関係を見直すうえで有益であるとの考えに至った。

さらに、本研究では、支配権から出発した民法の権利観と自由権から出発した憲法の権利観の対比という形での検討を行った。この点、憲法13条では国民の「私生活上の自由」が保障されることが判例でも確認されているが、これはアメリカ流の広義のプライバシーの憲法的保障の系譜に連なるものだと思われる。憲法学上「私生活上の自由」の内容については、情報プライバシー権のほか「自己決定権」の保障などが議論されてきた。しかし、情報プライバシー権について通説的な「自己情報コントロール権」としての理解の妥当性が問題となるとともに、「自己決定権」も「広くは、自己に関する事項について意思決定する自由一般を意味するもので、憲法上の権利の具体的類型としては適切でない」（下記5.研究成果〔図書〕、長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)』137頁[土井真一]）とも解される。本研究では、こうした憲法学の知見もふまえ、民事法学における決定的権利観についての検討を重ねることで、民事法における人格権に関する理論的枠組みや、具体的な立法提案に関する考察を行った。

次に、人格権の範囲を画する考え方について、従来の議論を整理するとともに、人格の多様化をふまえた考察を行った。前記の理論研究において、決定的権利観を基礎に人格権の射程を広くとらえる一方で、多様な人格権の類型に即して、各人格権類型で考慮されうる制約原因を明らかにすることが必要になるからである。具体的には、各論的研究もふまえ、社会的人格権と環境的人格権を中心に、公共性が権利の制約原因として考慮されているが、その内実が必ずしも同じではないということが明らかとなった。また、身体的人格権、家族的人格権においては、とくに人間の尊厳の内実が、当該人格権の範囲を画する上で重要な意義を有していることが再確認されるとともに、とくに決定的権利観との関係でどのように位置づけられるかに関して、外国法の議論等も参照しつつ検討を行った。

（2）人格権の支援・保護制度の提示

（1）で検討した理論的枠組みを基礎として、問題となる人格権の類型に応じて適切な保護と支援を提供するための制度の構築を試みた。この点、人格権の類型に応じて、身体、精神、家族、社会、環境それぞれについて、多様な回復手段を構想する可能性とその具体的な救済手段のあり方を検討した。この点、人格権の多様化に伴い、必ずしも、支配権のアナロジーで捉えることが適切でないことを明らかとなり、人格権の類型の内実に応じて、差止めや損害賠償について、異なる考慮要素を見出す必要性が浮き彫りとなった。こうした一般的な検討方針を踏まえ、具体的な救済制度について、下記に示すような具体的な救済制度や今後の検討課題を明確にすることができた。

人格権侵害による不法行為責任については、個々の権利ごとに多様な判例法理が乱立しているため、その判断のあり方を整合的に把握するための枠組みが必要となる。そうした状況を整理するための枠組みとして、各人格権において考慮されうる特質をふまえた形での不法行為責任の成立要件をいかに構築するか、という点についての検討を重ねた。この点について、一つの可能性として、人格権を絶対的人格権と相対的人格権とに大別し、前者においては権利侵害に加えて故意または過失があれば足りるのに対し、後者においてはさらに特に不当と評価される行為態様が必要とされるとの構想を提示した。この基本的な枠組みを前提に、各人格権類型の特質に即した形で、より具体的な要件設定や衡量の仕方の検討を行った。

人格権に基づく差止めについては、近時注目されている、インターネット検索事業者に対する検索結果削除請求を素材として検討を行った。一部には、「忘れられる権利」などという新たな権利を認めようとする動きがあるが、ここでの問題は、プライバシーの内実として語られることのあるいわゆる自己情報コントロール権が、誰に対してどこまで認められるべきかであり、既存の権利の内容確定の問題であると捉えることができる。そして、これについては、個人情報保護法の規律との整合性にも留意しつつ、さらなる検討を進める必要があると考えられる。

さらに、人格権に関わる事柄と相続の問題についての検討を行った。日本法では、人格権に関わるものは、一身専属的な性質を有するため、その主体である個人が死亡した後は、その情報や身体由来物質に関する権利を相続人が相続することがないと一般的に考えられてきた。これに対し、近時のドイツ法における判例や学説によると、人格権における一身専属的部分と財産的価値部分が区別され、後者についての相続が肯定されうると解される一方、そうした区分の難しさが指摘されており、これらの議論は日本における人格権とその相続に対する考え方にも非常に示唆的なものである。もっとも、こうした議論は、社会的人格権、とりわけ情報化社会における個人情報に関する権利の相続性を中心に議論されてきた事柄であるところ、たとえばヒト由来物質など他の人格権に関する事柄の相続性についても、一概に同様の考慮ができるわけではないものと考えられる。

このほか、身体、精神、家族については、家族制度や医療制度等、制度の整備を通じて、人格権をよりよく支援するための方策の検討を行った。家族制度については、近時の最高

裁判例の分析等を通じて、夫婦同氏原則における氏に関する人格的利益のあり方、再婚禁止期間における婚姻自由、代理懐胎など生殖補助医療の利用と親子関係の成立等の問題について、とくに決定的権利観を前提としつつ、社会秩序や人間の尊厳といった制限要因の考慮の仕方をふまえて、今後の立法的対応やソフトロー的解決の必要性など具体的な提言をした。

(3) 人格権に関する立法論

人格権に関する立法提案は、いまだに本格的に試みるものはないところ、人格権を民法典の中にどのように規定するかが重要な課題になる、本研究では、フランス民法(9条「私生活を尊重する権利」、16条「人体の保護」)やオーストリア民法(16条)等の外国法の動向を参考にしながら、人格権に関する具体的な立法提案について検討を行った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計16件)

山本敬三、不法行為法における権利又は法律上保護される利益の侵害要件の立法的課題、NBL、査読無、1056号、2015、17-29

Atsuko Kimura/Gabriele Koziol、Das gesetzliche Erbteil nichtehelicher Kinder - Entscheidung des Obersten Gerichtshofs vom 4. September 2013、Zeitschrift fuer Japanisches Recht、査読有、20巻39号、2015、233-259

幡野弘樹、代理懐胎と親子関係 ヨーロッパ人権裁判所判決とフランス法を参照しつつ、法律時報、87巻11号、2015、24-31

上野達弘、著作権法と集团的・集合的利益、民商法雑誌、査読有、150巻6号、2015、673-690

窪田充見、夫婦別姓、法学教室、査読無、429号、2016、8-14

栗田昌裕、プライバシーと「忘れられる権利」、龍谷法学、査読無、49巻4号、2017、305-337

木村敦子、再婚禁止期間と嫡出推定に関する解釈論・立法論的検討、法学論叢、査読無、180巻5-6号、2017年、543-600

米村滋人、人格権の権利構造と「一身専属性」(1)-(5・完)、法学協会雑誌、査読無、133巻9号1311-1350、133巻12号1956-1987、134巻1号80-116、134巻2号277-301、134巻3号407-473、2016-2107

山本敬三、基本権の保護と不法行為法の再構成、先物・証券取引被害研究、査読無、47号、2017、2-25

幡野弘樹、最高裁判所民事判例研究(最大判平成27年12月16日民集69巻8号2586頁)、135巻6号、2018、1507-1526

中山茂樹、研究倫理審査を誰がおこなうのか(1)-(2・完) 統治論としての学問の自由、産大法学、査読無、50巻1-2号111-133、2017、52巻1号29-48、2018

栗田昌裕、民事裁判例におけるプライバシー、NBL、査読無、110号、2017年、37-44

Fumihiro Nagano、Das Recht auf Vergessenwerden aus japanischer Sicht、Ritsumeikan Law Review、35巻、査読無、2017、185-192

ペーター・A・ヴィンデル(長野史寛訳)、法的人格と人格権、民商法雑誌、査読有、154巻2号、2018、247-270

木村敦子、親子関係と公的介入、法律時報、査読無、90巻11号、2018、24-30

幡野弘樹、家族法の憲法下の現状、法律時報、査読無、91巻5号、2019、45-50

〔学会発表〕(計6件)

Hiroki Hatano、Sphere privée en droit de la famille au Japon -du point de vue des contextes historiques-, IXeme Journees Franco-japonaises, La sphere privée, 2015年9月1日、Conseil d'Etat, Paris、国際学会

Gabriele Koziol、Befristetes Wiederverheiratsverbot fuer Frauen und Verbot der Fuehrung getrennter Nachnamen fuer Ehepartner - Zu zwei neuen verfassungsrechtlichen Entscheidungen des Obersten Gerichtshofes in Japan, Symposium "Space Activity Law, aktuelle Entwicklungen im internationalen Familienrecht und verfassungswidriges Wiederverheiratsverbot fuer Frauen in Japan", 2016年3月21日、Max-Planck-Institut fuer auslaendisches und internationales Privatrecht, Hamburg/Deutschland、国際学会

Fumihiro Nagano、Das Recht auf Vergessenwerden aus japanischer Sicht, Juristentreffen der Deutschland-Alumni des ostasiatischen Fachnetzwerkes fuer Rechtswissenschaft, 2017年3月26日、立命館大学、招待講演、国際学会

栗田昌裕、ドイツ著作権法における「財産権(Eigentum)」の保障と制約、日本私法学会、2016年10月8日、東京大学

中山茂樹、家族と憲法：何が憲法上の問題となるのか、第30回比較憲法学会総会・研究会、招待後編、2018年10月27日、日本大学現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究

栗田昌裕、ドイツにおけるブロッキング、日本国際著作権法学会、2018年12月1日、早稲田大学、招待講演

〔図書〕(計7件)

Keizo Yamamoto, Jan Sramek, Verlag, Grundzüge des japanischen Schadenersatzrechts, 2018, 220

長野史寛、有斐閣、不法行為責任内容論序説、2017、341

土井真一他(長谷部恭男編) 有斐閣、注釈日本国憲法(2) 国民の権利及び義務(1) § 10~24、538(63 160)、2017

窪田充見他(伊藤文夫編) 保険毎日新聞社、人身損害賠償法の理論と実際、632(3-20)、2018

栗田昌裕他、弘文堂、情報法概説、2015、404

山本敬三他、有斐閣、新注釈民法(1)総則(1)(「民法第3条の2」(意思能力))、2018、862(376-400)

中山茂樹他、成文堂、初宿正典先生古稀祝賀 比較憲法学の現状と展望(「憲法問題としての研究倫理 学問の自律性と公共性」)、2018、912(699 723)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：窪田 充見

ローマ字氏名：Kubota Atsumi

所属研究機関名：神戸大学

部局名：法学研究科

職名：教授

研究者番号(8桁)：60186450

研究分担者氏名：土井 真一

ローマ字氏名：Doi Masakazu

所属研究機関名：京都大学

部局名：法学研究科

職名：教授

研究者番号(8桁)：70243003

研究分担者氏名：中山 茂樹

ローマ字氏名：Nakayama Shigeki

所属研究機関名：京都産業大学

部局名：法学部

職名：教授

研究者番号(8桁)：00320250

研究分担者氏名：幡野 弘樹

ローマ字氏名：Hatano Hiroki

所属研究機関名：立教大学

部局名：法学部

職名：教授

研究者番号(8桁)：40397732

研究分担者氏名：吉永一行

ローマ字氏名：Yoshinaga Kazuyuki

所属研究機関名：京都産業大学

部局名：法学部

職名：教授

研究者番号(8桁)：70367944

研究分担者氏名：栗田 昌裕

ローマ字氏名：Kurita Masahiro

所属研究機関名：名古屋大学

部局名：法学研究科
職名：准教授
研究者番号(8桁): 30609863
研究分担者氏名：コツィオール ガブリエーレ
ローマ字氏名：Koziol Gabriele
所属研究機関名：京都大学
部局名：法学研究科
職名：准教授
研究者番号(8桁): 10725302

研究分担者氏名：木村 敦子
ローマ字氏名：Kimura Atsuko
所属研究機関名：京都大学
部局名：法学研究科
職名：准教授
研究者番号(8桁): 50437183

研究分担者氏名：長野 史寛
ローマ字氏名：Nagano Humihiro
所属研究機関名：京都大学
部局名：法学研究科
職名：准教授
研究者番号(8桁): 60551463

(2)研究協力者

研究協力者氏名：米村 滋人
ローマ字氏名：Yonemura Shigeto

研究協力者氏名：上野 達弘
ローマ字氏名：Ueno Tatsuhiko

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。